

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年12月15日
【四半期会計期間】	第15期第2四半期（自 平成26年8月1日 至 平成26年10月31日）
【会社名】	株式会社フルスピード
【英訳名】	Full Speed Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 伸明
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区円山町3番6号
【電話番号】	03(5728)4460(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部副本部長 栗田 洋
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区円山町3番6号
【電話番号】	03(5728)4460(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部副本部長 栗田 洋
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第2四半期 連結累計期間	第15期 第2四半期 連結累計期間	第14期
会計期間	自平成25年5月1日 至平成25年10月31日	自平成26年5月1日 至平成26年10月31日	自平成25年5月1日 至平成26年4月30日
売上高 (千円)	5,649,850	5,759,776	11,305,624
経常利益 (千円)	303,944	199,510	577,664
四半期(当期)純利益 (千円)	151,280	215,039	359,013
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	153,116	215,156	362,578
純資産額 (千円)	537,438	1,173,339	747,357
総資産額 (千円)	3,024,844	3,521,966	3,279,393
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	9.91	14.04	23.52
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	9.91	13.90	-
自己資本比率 (%)	17.8	33.0	22.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	334,680	165,999	9,066
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	61,565	10,453	138,368
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	388,400	83,893	295,257
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	1,101,768	1,521,742	1,259,994

回次	第14期 第2四半期 連結会計期間	第15期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成25年8月1日 至平成25年10月31日	自平成26年8月1日 至平成26年10月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	6.72	9.11

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等を含んでおりません。

3. 当社は、平成25年11月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

4. 第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文章中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)業績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の各種経済政策や金融緩和に対する期待感から円安・株高が進行し、個人消費や企業収益に改善がみられるなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。しかし、4月からの消費税増税に伴う駆け込み需要の反動及び消費の冷え込みによる国内経済への影響など、今後の動向が注目されております。

当社グループの主たる事業領域である国内インターネット広告市場におきましては、平成25年には前年比8.1%増の約9,381億円（出所：株式会社電通「2013年 日本の広告費」）となり拡大を続けております。とりわけ成長著しいReal Time Bidding（以下「RTB」という。）ディスプレイ広告市場については、平成25年は約392億円の市場規模となり、平成29年には約1,000億円の市場規模に達することが予測されています（出所：株式会社マイクロアド「日本のRTB経由ディスプレイ広告市場規模予測」、RTB経由のディスプレイ広告市場（以下「RTB型ディスプレイ広告市場」という。）の規模予測）。

また、スマートフォンやタブレット端末の普及等によるデバイスの多様化、FacebookやTwitter、LINEに代表されるソーシャル・メディアの普及、膨大なインターネットユーザー情報を処理する広告関連技術（アド・テクノロジー）を活用したプラットフォームの開発・高度化が加速する等、インターネットビジネス環境の変化は世界規模で進展しており、国内のみならずアジア圏においても更なる市場拡大が期待されております。

このような事業環境の下、当社グループは、“Ad Technology & Marketing Company（アド・テクノロジー & マーケティングカンパニー）”をコーポレートスローガンに掲げ、インターネット広告代理店事業や子会社フォアイトが展開する『アフィリエイトB』等の既存事業の拡販を強化する一方で、拡大するRTB型ディスプレイ広告市場に向けて「AdMatrix（アドマトリックス）」ブランドで展開するインターネット広告統合管理ツールの展開を推進するなどアド・テクノロジーカンパニーへの転換を企図した取り組みを進めてまいりました。

以上により、当第2四半期連結累計期間における売上高は5,759,776千円（前年同期比2.0%増）、営業利益223,458千円（前年同期比30.0%減）、経常利益199,510千円（前年同期比34.4%減）、四半期純利益は215,039千円（前年同期比42.2%増）となりました。

セグメント別の営業概況は次のとおりです。

第1四半期連結会計期間より、主力の事業領域をより明確にすることを目的として、「インターネット広告代理店事業」及び「アドネットワーク事業」の2区分に変更しております。なお、従来報告セグメントに含めておりました「情報メディア事業」、「クリエイティブ事業」については、「その他」の区分に変更しております。

<インターネット広告代理店事業>

当第2四半期連結累計期間において、リスティング広告*1、SEM広告ソリューション*2、アフィリエイト広告*3などの各種サービスの拡販に引き続き取り組んでまいりましたものの、今後、当社グループにおいて一層の事業拡大を見込むアドネットワーク事業の開発領域にリソースの一部を投下いたしました。また、SEM広告ソリューションにおいても、コンテンツマネジメントに重点を置いたクライアント提案にシフトをいたしております。

以上の結果、当事業の売上高は3,506,563千円（前年同期比4.8%減）となりました。

<アドネットワーク事業>

当第2四半期連結累計期間において、当社が新たに独自開発した新サービス『AdMatrix DSP（*4）』を主とするディスプレイ広告や、クライアントの広告予算配分の最適化を支援する効果測定ツール『AdMatrix 3PAS（*5）』について、一部顧客にサービス提供を開始するとともに、更なる顧客・売上拡大を見据えた体制構築を進めてまいりました。

また、子会社である株式会社フォアイトにおいて、ASP（アフィリエイト・サービス・プロバイダー）*6として当社自社開発したアフィリエイトプログラム『アフィリエイトB』の営業活動に注力した結果、当事業におけるプロモーション数・提携サイト数とともに、引き続き順調に増加いたしました。

以上の結果、当事業の売上高は3,188,793千円（前年同期比16.3%増）となりました。

<その他>

その他の区分には、情報メディアサイトの運営、広告ソリューションにおいて付随して発生するWEBサイト、バナー、及びLP制作等が含まれており、売上高は19,454千円（前年同期比67.4%減）となりました。

- *1 リスティング広告 : 検索したキーワードに応じて、検索エンジンの検索結果のページに設定された広告枠に表示されるテキスト広告。
- *2 SEM広告ソリューション : 検索エンジンから自社Webサイトへの訪問者を増やしたい顧客に対して、SEO（検索エンジン最適化）をはじめとする各種インターネット広告手法を用いて課題解決するサービス。
- *3 アフィリエイト広告 : Webサイトやブログ等が企業サイトへバナーやテキスト広告を張り、閲覧者がその広告を経由して当該企業のサイトで会員登録したり商品を購入したりすると、サイトの運営者に報酬が支払われるという成果報酬型の広告手法。
- *4 DSP（Demand Side Platform） : 広告出稿を行う広告主サイドが使用する広告配信プラットフォームのことで、広告主サイドの広告効果の最大化を支援するツール
- *5 3PAS（3rd Party Ad Serving） : 複数のメディアの広告を一括管理して配信・効果測定を行うアドサーバー。第三者配信ともいう。
- *6 ASP（アフィリエイト・サービス・プロバイダー） : 広告主とリンク元となるサイト運営者を仲介する業者。

（当第2四半期連結累計期間における事業区分別販売実績）

セグメントの名称	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年5月1日 至 平成26年10月31日)		
	金額（千円）	構成比（%）	前年同期比（%）
インターネット広告代理店事業	3,506,563	60.9	4.8
リスティング広告	1,948,250	33.8	8.5
SEM広告ソリューション	422,444	7.3	28.1
アフィリエイト広告	1,047,582	18.2	20.6
純広告	24,117	0.4	50.9
ソーシャル・メディア他	64,166	1.1	35.0
アドネットワーク事業	3,188,793	55.3	16.3
その他	19,454	0.3	67.4
消去	955,034	16.5	-
合計	5,759,776	100.0	1.9

(2)財政状態

資産、負債および純資産の状況

(資産)

流動資産は3,057,877千円となり、前連結会計年度末に比べて185,356千円増加しました。これは、主に現金及び預金の増加によるものであります。

固定資産は464,088千円となり、前連結会計年度末に比べて57,215千円増加しました。これは、主にアドネットワーク事業におけるソフトウェアへの投資によるものであります。

(負債)

流動負債は2,306,974千円となり、前連結会計年度末に比べて152,549千円減少しました。これは、主に短期借入金の減少によるものであります。

固定負債は41,652千円となり、前連結会計年度末に比べて30,861千円減少しました。これは、主に長期借入金の減少によるものであります。

(純資産)

純資産は1,173,339千円となり、前連結会計年度末に比べて425,982千円増加しました。これは、主に四半期純利益の計上、新株予約権の行使に伴う資本金及び資本剰余金の増加によるものであります。

(3)キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物の残高は1,521,742千円となり、前連結会計年度末に比べ261,747千円増加しました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、165,999千円のプラスとなりました。これは、主に仕入債務の減少額82,940千円、法人税等の支払額87,854千円があったものの、税金等調整前四半期純利益302,667千円を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、10,453千円のプラスとなりました。これは、有形固定資産の取得による支出20,291千円、無形固定資産の取得による支出73,973千円があったものの、投資有価証券の売却による収入が104,718千円あったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、83,893千円のプラスとなりました。これは、借入金の返済があったものの、発行した新株予約権の行使による収入197,481千円があったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年10月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年12月15日) (注)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	15,571,000	15,571,000	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数100株
計	15,571,000	15,571,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成26年12月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年 8月18日
新株予約権の数(個)	24,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,400,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 1株当たり880円 (注)3、(注)4
新株予約権の行使期間	自 平成26年 9月 5日 至 平成29年 9月 4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 (注)7
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 本新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式2,400,000株とする(本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は、100株とする。)。ただし、下記4によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が下記4に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記4(2)及び下記4(4)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、下記4(2)に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

3. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、時価算定日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。
- (2) (1)に定める修正後行使価額の算出において、時価算定日に下記4で定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該時価算定日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整されるものとする。
- (3) (1)及び(2)による算出の結果得られた金額が528円(以下「下限行使価額」という。但し、下記4による調整を受ける。)を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通増加株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に(2)乃至下記(4)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式にかかり増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(3)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(3)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(3)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(3)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に

又はによる行使価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の下記(3)に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（上記において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（(2)乃至下記(4)と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における下記(3)に定める時価を下回る価額になる場合

- () 当該取得請求権付株式等に関し、 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしての規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- () 当該取得請求権付株式等に関し、 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの下記(3)に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（ における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を初めて適用する日（ただし、上記(2)の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、上記(2)乃至下記(4)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において上記(2)号乃至下記(4)に基づき「交付普通株式数」とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。

上記(2)乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、上記(2)の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (4) 上記(2)で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相乗して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 上記(2)号にかかわらず、上記(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が上記3に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記(2)に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

- (6) 上記(1)乃至(5)により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、(2)に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、上記(5)の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は、次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は2,400,000株、本新株予約権1個当たりの割当株式数(上記(注2))は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない(ただし、上記(注)2に記載のとおり、割当株式数は、調整されることがある)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 本新株予約権の行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日(ただし、当該直前取引日において売買高加重平均価格が算出されない場合には、売買高加重平均価格の算出された直前の取引日とする。以下「時価算定日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。)に修正される。
- (3) 行使価額の修正頻度:行使の際に上記(2)に記載の行使請求の効力が発生する都度、修正される。
- (4) 行使価額の下限:本新株予約権の下限行使価額は、当初528円である(上記3(3)を参照)。
- (5) 割当株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は2,400,000株(平成26年8月18日現在の発行済株式総数に対する割合は15.72%)、割当株式数は100株で確定している。
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(上記(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額):1,280,544,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
- (7) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、下記7(2)を参照)。
7. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結した取り決めの内容
- (1) 当社は、割当先との間で本新株予約権買取契約を締結するとともに、下記内容を規定したファシリティ契約を締結しております。ファシリティ契約の概要は下記のとおりになります。
- 平成26年9月5日から平成29年8月5日までの期間(以下「ファシリティ期間」という。)においては、当社取締役会が必要と認めない限り、割当先は権利行使ができません。なお、ファシリティ期間経過後、行使期間満了までは割当先は当社の許可なく権利行使が可能となっております。
- 割当先は、当社取締役会が定める割当先が本新株予約権を行使することができる期間(以下「行使可能期間」という。)中に限り、当該行使可能期間中に割当先が行使することのできる本新株予約権の個数(以下「行使可能個数」という。)を上限として、本新株予約権を行使することができます。当社は、行使可能期間及び行使可能個数を定めた場合、行使可能期間開始日の前取引日(東京証券取引所の取引日をいう。以下同じ。)までに、行使可能期間開始日、行使可能期間終了日及び行使可能個数を指定し、割当先に通知いたします(かかる通知を、以下「行使可能通知」という。)
- 1回の行使可能通知に定める行使可能個数は、1,000個(その時点で残存する本新株予約権の個数が1,000個未満の場合は、当該残存個数)を下回ってはならず、また、いずれの行使可能通知についても、行使可能期間終了日は、行使可能期間開始日の5取引日後以降に到来する取引日とします。
- 当社は、ファシリティ期間中、何度でも行使可能通知を行うことができます。行使可能期間内においても、7取引日前までに新たな行使可能通知を行うことにより、何度でも行使可能期間及び行使可能個数を変更することができます。
- 割当先は、当社が指定した行使可能期間及び行使可能個数の範囲内で自由裁量により複数回に分割して権利行使を行うことが可能です。なお、割当先は、当社が行使可能通知を行った場合においても、本新株予約権を行使する義務を負うものではありません。
- 当社は、7取引日前までに通知を行うことにより、行使可能通知を撤回することができます(かかる通知を、以下「撤回通知」という。)

当社は、当社に重要事実等が生じた場合には、かかる事実等について公表がされた後でなければ、行使可能通知、撤回通知を行うことができません。

当社は、行使可能通知又は撤回通知を行った際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

- (2) 本新株予約権には取得条項が付されており、当社は、本新株予約権の払込金額（発行価額）と同額の金銭を対価として、いつでも本新株予約権の全部を取得できます。また、平成27年9月5日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の92%に相当する金額が下限行使価額を下回った場合には、本新株予約権の払込金額（発行価額）と同額の金銭を対価として、残存する本新株予約権の全部を取得する設計とし、株価の大幅下落時には当初の目的が達せられないことから本スキームが自動的に解消されるようにいたしました。また、当社は、割当先との間で、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として単一暦月中に割当先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使をすることができない旨を合意しております。なお、当社は、割当先との間で、本新株予約権買取契約において、本新株予約権買取契約の締結日以降、平成27年3月2日までの間、本新株予約権が存する限り、割当先の事前承諾なくして、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を行わない旨を合意しております。
8. 当社の株券の売買について割当先との間で締結した取決めの内容
割当先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
9. 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間で締結された取決め当該事項はございません。
10. その他投資者の保護を図るため必要な事項
割当先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第2四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が次のとおり行使されております。

	第2四半期会計期間 (平成26年8月1日から 平成26年10月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	3,050
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	305,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	657
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	197,481
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	3,050
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	305,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	657
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	197,481

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年8月1日～ 平成26年10月31日	305,000	15,571,000	99,588	898,887	99,588	869,887

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6)【大株主の状況】

平成26年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
フリービット株式会社	東京都渋谷区円山町3 - 6	8,870,400	56.96
竹内 康仁	東京都千代田区	243,000	1.56
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4	218,100	1.40
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	149,900	0.96
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	133,400	0.85
バンク オブ ニュー ヨーク ジーシーエム クライアント アカウン ト ジェイピーアールデ イ アイエスジー エフ イー エイシー (常任代理人 株式会社 三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	96,400	0.61
城口 智義	東京都小金井市	65,000	0.41
関 尚孝	神奈川県横浜市	60,400	0.38
株式会社サン・クロレラ	京都府京都市下京区烏丸通五条下る大坂 町369番地	60,000	0.38
サン・クロレラ販売株式 会社	京都府京都市下京区烏丸通五条下る大坂 町369番地	60,000	0.38
計	-	9,956,600	63.89

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成26年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式15,569,600	155,696	-
単元未満株式	普通株式 1,400	-	-
発行済株式総数	15,571,000	-	-
総株主の議決権	-	155,696	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成26年8月1日から平成26年10月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年5月1日から平成26年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年4月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,259,994	1,521,742
受取手形及び売掛金	1,415,916	1,337,710
未収入金	1,986	5,300
前払費用	26,950	34,194
繰延税金資産	171,849	149,607
その他	2,518	14,247
貸倒引当金	6,695	4,925
流動資産合計	2,872,520	3,057,877
固定資産		
有形固定資産		
建物	73,579	85,481
減価償却累計額	22,507	28,273
建物(純額)	51,072	57,207
工具、器具及び備品	118,007	132,902
減価償却累計額	76,660	88,092
工具、器具及び備品(純額)	41,346	44,809
有形固定資産合計	92,419	102,017
無形固定資産		
ソフトウェア	113,343	178,734
その他	85,672	73,889
無形固定資産合計	199,016	252,623
投資その他の資産		
投資有価証券	33,247	31,690
破産更生債権等	322,159	325,453
差入保証金	81,570	77,736
その他	20	20
貸倒引当金	1 321,559	1 325,453
投資その他の資産合計	115,437	109,447
固定資産合計	406,873	464,088
資産合計	3,279,393	3,521,966

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年4月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,046,343	963,403
短期借入金	2,782,000	2,682,000
1年内返済予定の長期借入金	347,350	355,418
未払金	40,613	78,025
未払法人税等	93,682	68,938
未払消費税等	55,125	79,732
賞与引当金	50,000	28,300
その他	44,408	51,155
流動負債合計	2,459,523	2,306,974
固定負債		
長期借入金	72,500	37,500
繰延税金負債	13	14
資産除去債務	-	4,137
固定負債合計	72,513	41,652
負債合計	2,532,036	2,348,626
純資産の部		
株主資本		
資本金	799,298	898,887
資本剰余金	770,298	869,887
利益剰余金	829,156	614,117
株主資本合計	740,440	1,154,656
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	23	26
為替換算調整勘定	6,893	7,008
その他の包括利益累計額合計	6,917	7,035
新株予約権	-	11,648
純資産合計	747,357	1,173,339
負債純資産合計	3,279,393	3,521,966

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年5月1日 至平成25年10月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年5月1日 至平成26年10月31日)
売上高	5,649,850	5,759,776
売上原価	4,591,185	4,724,903
売上総利益	1,058,664	1,034,873
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	372,461	379,643
地代家賃	67,105	66,749
減価償却費	18,333	14,450
貸倒引当金繰入額	21,296	2,123
賞与引当金繰入額	30,611	28,300
その他	272,287	320,148
販売費及び一般管理費合計	739,503	811,415
営業利益	319,161	223,458
営業外収益		
受取利息	99	118
受取配当金	200	0
為替差益	-	1,467
その他	514	3,664
営業外収益合計	814	5,250
営業外費用		
支払利息	9,042	8,439
支払手数料	4,174	20,068
その他	2,814	690
営業外費用合計	16,031	29,198
経常利益	303,944	199,510
特別利益		
投資有価証券売却益	-	103,156
特別利益合計	-	103,156
特別損失		
投資有価証券評価損	3,942	-
過年度決算訂正関連費用	94,182	-
特別損失合計	98,125	-
税金等調整前四半期純利益	205,819	302,667
法人税、住民税及び事業税	52,608	65,385
法人税等調整額	1,931	22,242
法人税等合計	54,539	87,627
少数株主損益調整前四半期純利益	151,280	215,039
四半期純利益	151,280	215,039

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年5月1日 至平成25年10月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年5月1日 至平成26年10月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	151,280	215,039
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	6	2
為替換算調整勘定	1,842	114
その他の包括利益合計	1,836	117
四半期包括利益	153,116	215,156
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	153,116	215,156
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年5月1日 至平成25年10月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年5月1日 至平成26年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	205,819	302,667
減価償却費	34,983	42,333
過年度決算訂正関連費用	94,182	-
投資有価証券売却損益(は益)	-	103,156
投資有価証券評価損(は益)	3,942	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	21,296	2,123
受取利息及び受取配当金	300	118
支払利息	9,042	8,439
売上債権の増減額(は増加)	28,710	74,911
仕入債務の増減額(は減少)	1,021	82,940
未払債務の増減額(は減少)	16,341	39,856
未払消費税等の増減額(は減少)	3,125	24,607
その他	6,310	46,233
小計	347,157	262,490
利息及び配当金の受取額	300	118
利息の支払額	8,859	8,755
保証債務の履行による支出	582,000	-
過年度決算訂正関連費用の支払額	94,182	-
法人税等の支払額	103,924	87,854
法人税等の還付額	106,829	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	334,680	165,999
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,612	20,291
無形固定資産の取得による支出	57,953	73,973
投資有価証券の売却による収入	-	104,718
投資活動によるキャッシュ・フロー	61,565	10,453
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	582,000	100,000
長期借入れによる収入	-	200,000
長期借入金の返済による支出	193,600	226,932
新株予約権の発行による収入	-	13,344
株式の発行による収入	-	197,481
財務活動によるキャッシュ・フロー	388,400	83,893
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,021	1,401
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	6,824	261,747
現金及び現金同等物の期首残高	1,079,017	1,259,994
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	29,575	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,101,768	1,521,742

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 資産から直接控除した求償債権に対する貸倒引当金は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年4月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年10月31日)
求償債権	579,000千円	579,000千円

2 当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当第2四半期連結会計期間末の借入実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年4月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年10月31日)
当座貸越極度額	400,000千円	400,000千円
借入実行残高	300,000	200,000
差引額	100,000	200,000

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
「現金及び現金同等物」の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている「現金及び預金」の金額は一致しております。

(株主資本等関係)

株主資本の金額の著しい変動

当社は当第2四半期連結累計期間において、新株予約権の行使により資本金が99,588千円、資本剰余金が99,588千円増加しております。この結果、当第2四半期連結会計期間末において資本金が898,887千円、資本剰余金が869,887千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成25年5月1日 至平成25年10月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	インターネット 広告代理店事業	アドネットワーク 事業	計		
売上高					
外部顧客への 売上高	3,682,870	1,908,061	5,590,931	58,918	5,649,850
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	833,682	833,682	759	834,442
計	3,682,870	2,741,743	6,424,613	59,678	6,484,292
セグメント利益又 は損失()	168,714	333,873	502,587	6,338	496,249

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報メディア事業、クリエイティブ事業を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

利益	金額(千円)
報告セグメント計	502,587
「その他」の区分の利益	6,338
セグメント間取引消去	4
全社費用(注)	177,092
四半期連結損益計算書の営業利益	319,161

(注)全社費用は、各報告セグメントに配分していない営業費用であり、主に管理部門に係る費用であります。

当第2四半期連結累計期間（自平成26年5月1日 至平成26年10月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	インターネット 広告代理店事業	アドネットワーク 事業	計		
売上高					
外部顧客への 売上高	3,503,166	2,238,390	5,741,556	18,219	5,759,776
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	3,396	950,403	953,799	1,234	955,034
計	3,506,563	3,188,793	6,695,356	19,454	6,714,811
セグメント利益	71,432	359,077	430,509	4,079	434,589

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報メディア事業、クリエイティブ事業を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

利益	金額（千円）
報告セグメント計	430,509
「その他」の区分の利益	4,079
セグメント間取引消去	-
全社費用（注）	211,131
四半期連結損益計算書の営業利益	223,458

(注) 全社費用は、各報告セグメントに配分していない営業費用であり、主に管理部門に係る費用であります。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間から、報告セグメントに含まれていた「情報メディア事業」「クリエイティブ事業」について、「その他の区分」に変更しております。

なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報は、当第2四半期連結累計期間の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年5月1日 至平成25年10月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年5月1日 至平成26年10月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	9円91銭	14円04銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	151,280	215,039
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	151,280	215,039
普通株式の期中平均株式数(株)	15,264,000	15,311,774
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	9円91銭	13円90銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	840	159,955
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 当社は、平成25年11月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

2【その他】
該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年12月11日

株式会社フルスピード

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 北方 宏 樹 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 弘 幸 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フルスピードの平成26年5月1日から平成27年4月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年8月1日から平成26年10月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年5月1日から平成26年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フルスピード及び連結子会社の平成26年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。